

第 1 回石川町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和 2 年 1 月 1 6 日 (木) 午後 1 時 3 0 分

2. 招集場所 石川町役場 3 階 議場

3. 議案

(1) 議案第 1 号

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定の件

(2) 議案第 2 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定の件

(3) 議案第 3 号

農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農地利用集積計画の諮問に対する意見決定の件

(4) 議案第 4 号

荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定の件

出席委員

農業委員 5名

1番 角田 義光 2番 横川 昌英 6番 仲田 昌勝
8番 遠藤 武重 9番 佐藤 晴夫

農地利用最適化推進委員 6名

11番 添田 勉 12番 藤田 浩伸 15番 小池 力
16番 福田 正三 17番 矢内 壮幸 18番 齋藤 英幸

欠席委員

6名 3番 金沢 和則 4番 芳賀 正幸
5番 緑川 一男 7番 緑川 喜友
13番 小林 富男 14番 近内 繁治

事務局

事務局長 佐藤 康博
庶務係長 三瓶 桂治
書記 矢内 康裕

- ・ 議 長 本日の出席は11名です。金沢委員、芳賀委員、緑川一男委員、緑川喜友委員、小林委員、近内委員より欠席の連絡がありました。定足数に達しておりますので、只今より第1回石川町農業委員会総会を開きます。
議事録署名人の選出ですが、議長指名でご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
異議ないものと認め、6番 仲田昌勝委員 8番 遠藤武重委員
を指名いたします。
 - ・ 局 長 議事に入ります前に案書の差し替えをお願いいたします。お手元に差替え分の資料がございますので差替え願います。なお、こちらについては議案書の訂正となります。
-

(1) 議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件

- ・ 議 長 それでは議事に入ります。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件を議題といたします。事務局の説明を求めます。
- ・ 事務局長 (議案朗読)
只今説明しました農地法第3条第1項番号1及び番号2につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当していないことを報告いたします。
- ・ 議 長 農地法第3条第1項番号1を調査しました角田義光委員に報告を求めます。
- ・ 角田義光委員 農地法第3条1項1番譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇との件を調査した結果を報告いたします。
去る1月11日午前9時より、譲受人〇〇〇〇と最適化推進委員の小林富男さんと私の3人で現場を確認しました。
場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇を石川から白河方面に向かい〇〇〇〇〇〇〇〇〇の先を左折し〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇方面に500mほど行った右側の、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の

水田で合計1,281㎡です。

権利を移転しようとする理由は、この農地は圃場整備事業の区域内に入っており、譲受人の〇〇〇〇が今後の農地規模の拡大と農地の効率的活用のために買い受けて耕作するとのことでした。周りは自己保有の農地で圃場整備の区域内に入っている農地ですので特別支障があるとは思えません。

以上調査した結果、この案件は問題ありませんので皆様方のご審議のほどよろしく申し上げます。

・議 長 只今報告のあった農地法第3条第1項番号1の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第1号 農地法第3条第1項番号1について承認するものと決定いたします。

つづいて第3条第1項番号2を調査されました添田勉委員に報告を求めます。

・添田勉委員 農地法第3条第1項2番、農地の権利移転を調査した結果を報告いたします。

令和2年1月11日午前9時より、譲渡人〇〇〇〇と譲受人〇〇〇〇と私の3名で現地を確認しました。緑川一男委員は都合により欠席しております。

譲渡人の〇〇〇〇は高齢であり、農作業が困難であるため、譲渡人の子である譲受人〇〇〇〇に贈与することとなり、譲受人は本件農地の贈与を受け、耕作を続けるそうです。

以上調査した結果、親子間の贈与ですのでこの案件は問題ありません。皆様のご審議よろしくお願いいいたします。

・議 長 只今報告のあった農地法第3条第1項番号2の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 それでは異議のないものと認め、議案第1号 農地法第3条第1項番号2について承認するものと決定いたします。

(3) 議案第2号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件

- ・ 議長 次に、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件を議題といたします。
事務局の説明を求めます。
- ・ 事務局長 (議案朗読)
農地法第5条第1項番号1についてですが事業計画者は一般住宅建築を目的とし今回の申請に至っております。なお、申請地は第2種農地です。
- ・ 議長 第5条第1項番号1の規定による許可申請番号1を調査した添田勉委員に報告を求めます。
- ・ 添田勉委員 農地法第5条第1項番号1番、農地転用と権利の設定の件を調査した結果を報告します。

令和2年1月9日午前10時より、佐藤事務局長、三瓶係長、代理人〇〇〇〇、申請人〇〇〇〇、設定人〇〇〇〇、農業委員の緑川喜友さん、私の7人で現地調査を行いました。農業委員の緑川一男さんが都合により出られないため、農業委員の緑川喜友さんをお願いしました。

申請地は〇〇〇〇〇〇〇〇を浅川方面に進み、〇〇〇〇〇〇〇〇手前のY字路を右折、〇〇〇〇〇〇〇〇の先にあるY字路を左折、〇〇〇〇〇〇〇〇〇に沿って1.4km道なりに進み、左折した先にある〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇宅の北側に隣接している〇〇〇〇〇〇〇〇〇の畑2,589㎡の一部217㎡です。

申請人は現在、申請地南側隣接の実家で両親、妻、子供2人と共に生活しているが、子供の成長に伴い実家では手狭になってきたことから、自宅の新設を計画しました。今回の申請地以外にも父が所有する土地の中から数カ所を検討しましたが、200㎡以上確保でき併用地を利用することで道路に面することができ、隣接している実家の敷地内に生活に必要なライフラインが整っていることから、住宅を建てる上で適した土地であることから決めたそうです。

転用目的の概要は一般住宅55.77㎡、駐車場37.5㎡、通路部分

その他373.6㎡、計466.87㎡です。申請地は除草後転圧を行い、土砂流出を防止します。建屋部分は雨水枡を設置し、南側隣接宅地内既設の雨水枡へ接続し排水し、その他は敷地内に自然浸透とします。生活排水、汚水は合併浄化槽を設置し、南側隣接宅地既設の浄化槽へ接続し処理します。西側から北側にかけて農地があるため、日照に支障を及ぼさないように建物を配置します。

以上調査した結果、この案件に問題はありませんので皆様方のご審議よろしく申し上げます。

- ・議 長 只今報告のあった農地法第5第1項番号1の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 それでは異議のないものと認め、議案第2号 農地法第5条第1項番号1について承認するものと決定いたします。

(3) 議案第3号

農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定の件

- ・議 長 次に、農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定の件を議題といたします。事務局の説明を求めます。

- ・事務局長 (議案朗読)

- ・議 長 只今説明のありました農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定の件について、何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 異議のないものと認め、議案第3号農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定の件について承認するもの

と決定いたします。

(3) 議案第4号

荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定の件

・議長 次に議案第4号荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

・事務局長 (議案朗読)

・議長 只今説明のありました荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定について、一括で審議することに何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議長 それでは荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定について、何かご意見等ございませんか。決定についてご意見等がある場合は議案書の番号を述べてから発言されますようお願いいたします。

(「異議なし」の声あり)

・議長 異議のないものと認め、議案書第4号荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定の件について番号1から番号61を一括して承認するものと決定いたします。

以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。これで本日の会議を閉じます。

午後2時15分

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証するため署名する。

令和2年1月16日

石川町農業委員会

議事録署名人 6番

8番